様式第5号

(表面)

企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税適用申請書

　　職　　氏名　　様

年　　月　　日

|  |
| --- |
| 住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 　 | 法人にあっては、主たる事務所の所在地 | 　 |
| 氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 　 | 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 | 　 |

　特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第8条第3項の規定に基づき、次のとおり不動産取得税の不均一課税の適用を申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 住所　 法人にあっては、主たる事務所の所在地 | 　 |
| 住所　 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 | 　 |
| 県内の事務所等 | 所在地 | 　 |
| 名称 | 　 |
| この届出に係る担当者の職氏名 | 　　　　　　　　(電話) |
| 新増設した家屋 | 所在地 | 　 |
| 工場等の名称 | 　 |
| 事業の種類 | 　 |
| 製品名 | 　 |
| 事業の用に供した日の属する事業年度又は年 | 　　　年　　　月　　　日から　　　年　　　月　　　日まで |
| 取得日等 | 工場等の敷地の取得日 | 年　月　日 | 工場等の一部操業年月日 | 年　月　日 |
| 工場等の建設着手の日 | 年　月　日 | 工場等の全部操業年月日 | 年　月　日 |
| 管轄税務署 | 税務署 | 補助金交付決定年月日 | 年　月　日 |

(裏面)

　備考

　　1　この申請書は、原則として、次に掲げる日のいずれか遅い日までに提出してください。

　　　(1)　新増設した工場等の家屋を事業の用に供することとなった日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日(個人にあっては事業の用に供することとなった日の属する年の翌年の3月15日)

　　　(2)　鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)第7条第1項又は第2項の規定により延長された事業税の申告期限

　　　(3)　産業未来共創補助金(鳥取県産業未来共創条例(令和5年鳥取県条例第37号)第3条第1項に規定する産業未来共創補助金をいう。)の交付の決定を受けた日の翌日から起算して2月を経過する日

　　2　この申請書には、次の書類を添付してください。ただし、土地が適用対象とならない申請については、(3)及び(4)の書類の添付は不要です。

　　　(1)　産業未来共創補助金交付決定及び交付額確定通知書の写し(成長・規模拡大型又は一般投資型に係るものに限る。)

　　　(2)　建物に係る登記事項証明書(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条に規定する建物所在図の写しを含む。)

　　　(3)　土地に係る登記事項証明書(不動産登記法第14条に規定する地図又は地図に準ずる図面の写しを含む。)

　　　(4)　建築確認申請書の写し、建築工事請負契約書の写し、建物の引渡書の写し等建築の着手の日が確認できるもの

　　　(5)　その他必要と認められる関係書類